



介護保険ガイド

● 介護保険広報シリーズ 200 ●

介護保険関係の所得控除

今回は、介護保険に関係のある所得税・住民税の控除についてご紹介します。

1. 介護保険サービスの利用に係る費用 ➡ 医療費控除※

※ **医療費控除 = 医療費控除の対象額 - 10万円または総所得金額などの合計の5%のいずれか少ない額**

1年間に支払った医療費 - 保険金などで補てんされる金額

介護保険サービスごとに、医療費控除の対象となる金額が決められています。

対象となるサービスをご利用の場合、費用を支払った際に受け取る領収書に、医療費控除対象額が記載されていますのでご確認ください(1月から12月までに支払った分が対象です)。

医療費控除を受けるためには、確定申告の際に「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

サービスの種類(介護予防を含む)		医療費控除の対象となる範囲	
在宅サービス	医療系 ①訪問看護 ②訪問リハビリテーション ③居宅療養管理指導	サービス費の自己負担分	
	④通所リハビリテーション	サービス費の自己負担分と食費	
	⑤短期入所療養介護	サービス費の自己負担分と食費、滞在費	
	福祉系 ⑥訪問介護(生活援助中心型を除く) ⑦訪問入浴介護 ⑧夜間対応型訪問介護 ⑨通所介護・認知症対応型通所介護 ⑩地域密着型通所介護	⑪小規模多機能型居宅介護 ⑫短期入所生活介護 ⑬第一号訪問事業 (生活援助中心型を除く) ⑭第一号通所事業	サービス費の自己負担分 ※①～⑤のサービスと併せて利用する場合のみ、医療費控除の対象。
	施設サービス ⑮介護老人保健施設 ⑯介護療養型医療施設 ⑰介護医療院	サービス費の自己負担分と食費、居住費	
⑱介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	サービス費の自己負担分と食費、居住費のそれぞれ2分の1の額。旧措置入所者は対象外。		

※高額介護サービス費の払い戻しを受けた場合は、払い戻し金額を差し引いた残りの金額が対象(⑱は高額介護サービス費の払い戻し金額を差し引いた残りの金額の2分の1)。

※①～⑤の医療系サービスは支給限度額を超えた自己負担分も対象となるが、⑥～⑭の福祉系サービスは支給限度額を超えた自己負担分は対象外。

◆ 寝たきりの場合のおむつ代の医療費控除の取り扱い

傷病によりおおむね6カ月以上寝たきりで医師の治療を受けている場合に、おむつを使う必要があると認められれば、医療費控除の対象になります(医師の発行する「おむつ使用証明書」が必要です)。また、この控除を受けるのが2年目以降で、要介護認定などを受けている方は、黒潮町の交付する「確認書」で代用できます。「確認書」については介護保険係へお問い合わせください。

2.要介護認定を受けている方 ➡ 障がい者控除

65歳以上の要介護1～5の認定者で知的障がい者・身体障がい者に準ずると黒潮町長が認めた場合は、障がい者控除の対象となります。この控除を受けるには、障がい者控除対象者認定が必要ですので、介護保険係へ申請してください。

3.介護保険料 ➡ 社会保険料控除

1月から12月までの1年間に納めた介護保険料は、社会保険料控除の対象になります。

納め方	社会保険料控除が受けられる方
特別徴収(年金から納めている)	被保険者本人のみ
普通徴収(納付書や口座振替で納めている)	被保険者本人、または本人の代わりに介護保険料を支払った生計を同じくする家族

- 所得税の申告に関すること 中村税務署 ☎35-2135
- 住民税の申告に関すること 本庁 住民課 住民税係 ☎43-2816
- 佐賀支所 地域住民課 総合窓口第1係 ☎55-3113

介護保険料は大切な財源です。安心で便利な口座振替を利用して納付期限までにお納めください。

○お問い合わせ 本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116

役場からのお知らせ

広域がん検診について

高知県では、令和4年度のがん検診未受診者を対象に、居住市町村に関係なく受診できるがん検診広域実施事業を実施します。

検診の自己負担金は、町での集団検診と同じ金額で受診できます。

◆日時・会場

令和5年3月11日(土)

高知県総合保健協会幡多健診センター(宿毛市山奈町芳奈3-9)

※その他の日程・会場は高知県健康対策課ホームページ(がん検診広域実施事業に関するページ)をご覧ください。

◆内容

肺がん検診・胃がん検診・大腸がん検診・乳がん検診・子宮頸がん検診

◆検診実施機関

公益財団法人高知県総合保健協会

◆申込み開始日

令和5年1月10日(火)

◆受付時間

午前8時30分～午後5時
(土日・祝日は除く)

※締切日は、検診日の2週間前まで。ただし、定員に達した場合

はその時点で受付を終了します。
○申し込み・お問い合わせ
高知県総合保健協会

☎088-831-4351

幡多クリーンセンター
日曜日のごみの特別受入れについて

9月から12月までの間、従前の平日に加え、試験的に第2日曜日にごみの特別受入れを実施します。ぜひご利用ください。

◆ごみの受入れ日時

12月11日(日)

午前9時～正午

午後1時～午後4時30分

※終了時間内には、施設を出られるよう時間に余裕を持ってお越しください。

※受入件数が少ない場合は12月をもって受入終了とします。

○お問い合わせ

幡多クリーンセンター

☎31-2600